

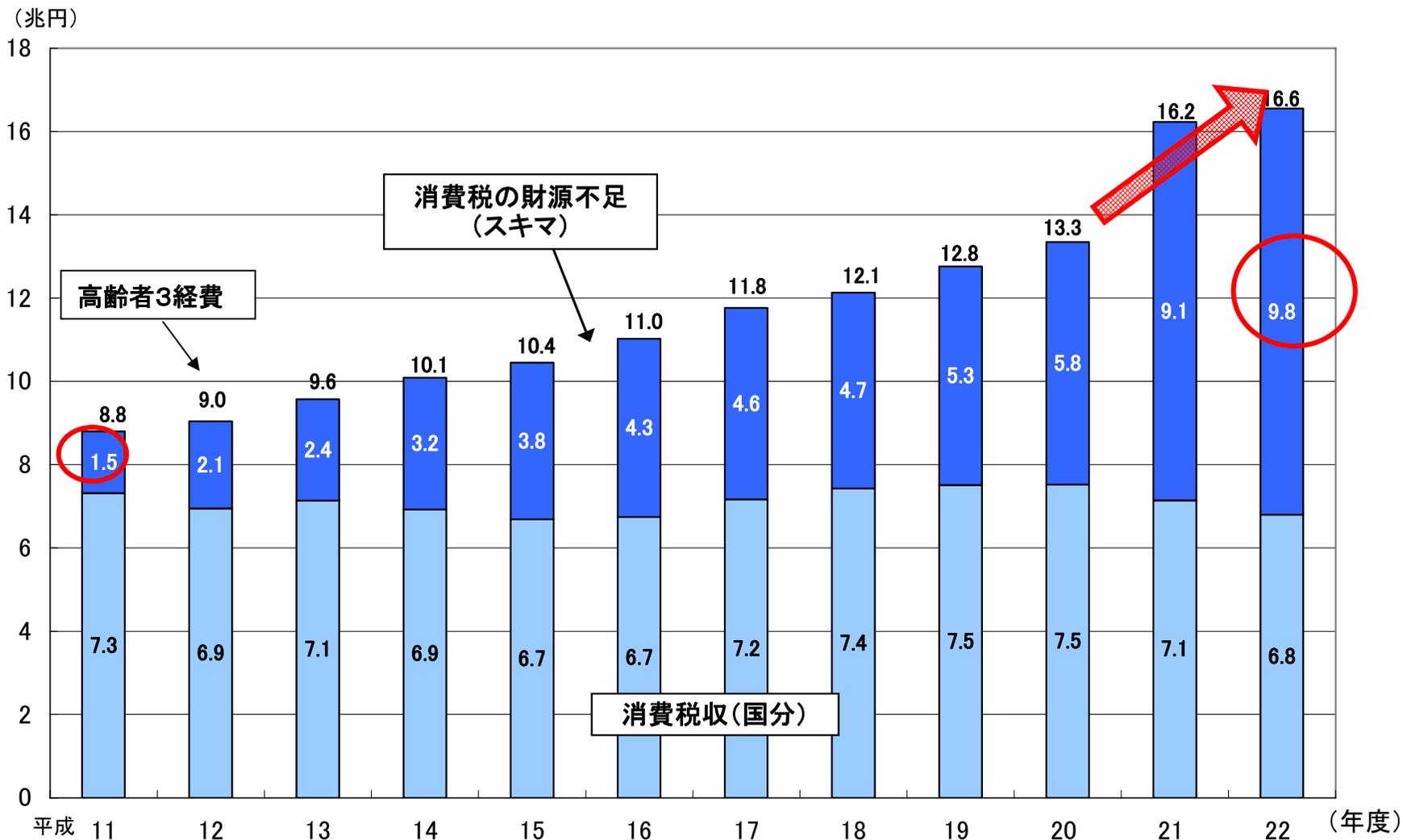
# 社会保障の財源と財政運営戦略について

平成22年11月16日  
内閣官房社会保障改革担当室

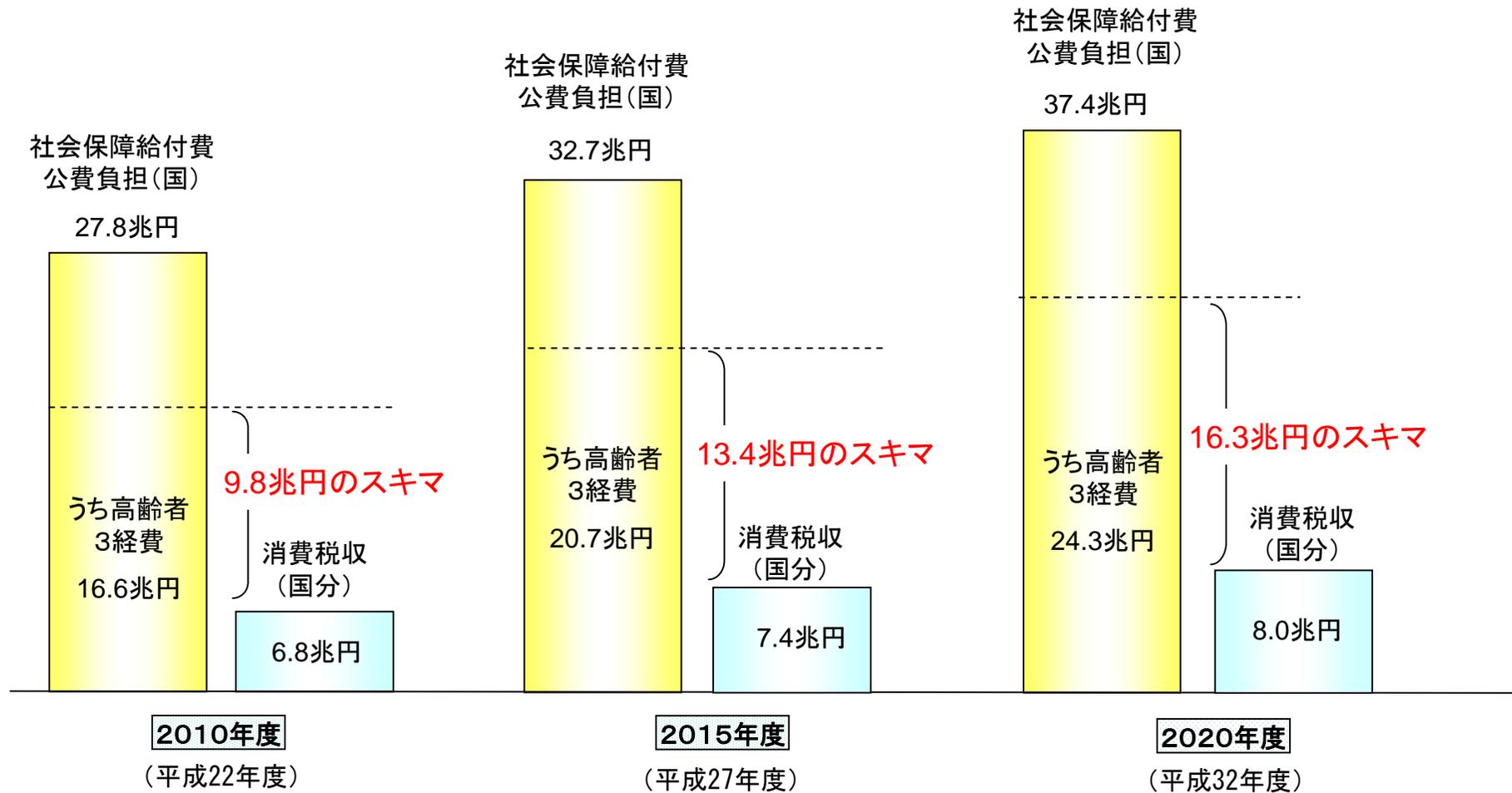


# 高齢者3経費と消費税収の差額(消費税の財源不足(スキマ))の推移 (予算総則上、消費税の収入が高齢者3経費に充てられることとされた平成11年度からの推移)

- 消費税の財源不足(スキマ)は、平成11年度の1.5兆円から平成22年度には9.8兆円にまで拡大。
- 特に21年度以降には、基礎年金国庫負担1/2への引上げ(16年国民年金法改正)に伴い、消費税の財源不足(スキマ)は更に拡大。



(注)計数は当初予算ベース。



(注1) 社会保障給付費・消費税込収(2015年度及び2020年度)は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日)における計数及び後年度影響試算(平成22年2月公表、23～25年度の社会保障関係費を試算)を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。

(注2) 高齢者3経費の額(2015年度及び2020年度)は、23年度概算要求額をベースに、後年度影響試算(平成22年2月公表、23～25年度の社会保障関係費を試算)を踏まえた各経費の伸び率を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。

(注3) 制度的な機能強化を含まない試算。

(注4) 2010年11月時点の推計。今後の精査により、数値に異動が生じる場合がありうる。

# 財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

## 財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
<p>① <u>国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減</li><li>・ 遅くとも2020年度までに黒字化</li></ul> <p>② <u>国の基礎的財政収支: 上記と同様の目標</u></p> <p>③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p>	<p><u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u></p>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

## 財政運営の基本ルール

### (1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

### (2) 財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。

### (3) 構造的な財政支出に対する財源確保

年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。

### (4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

### (5) 地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

# 財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

## 中期財政フレーム

<p>①国債発行額の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。</li> <li>・それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。</li> </ul>
<p>②歳入面での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。</li> </ul>
<p>③歳出面での取組 (平成23～25年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。</li> <li>・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。</li> <li>・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。</li> </ul>

- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する
- 中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

## 平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位:兆円)

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注) 平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

# 内閣府試算の概要 (「経済財政の中長期試算」平成22年6月22日 内閣府)

## 財政健全化目標 (「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定)

### 収支(フロー)目標

- ①国・地方の基礎的財政収支:遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支:上記と同様の目標
- ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

### 残高(ストック)目標

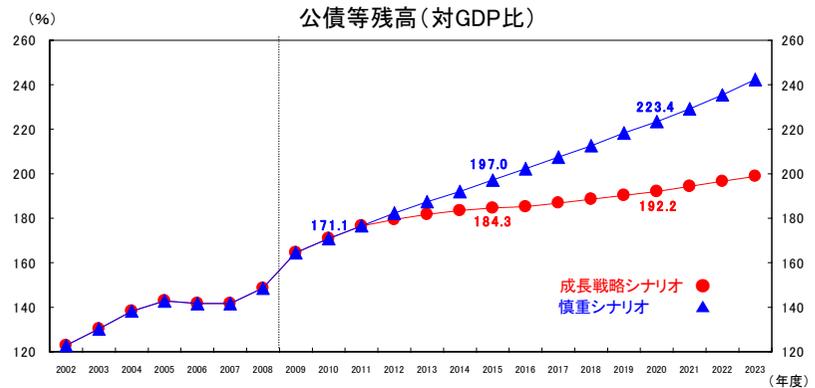
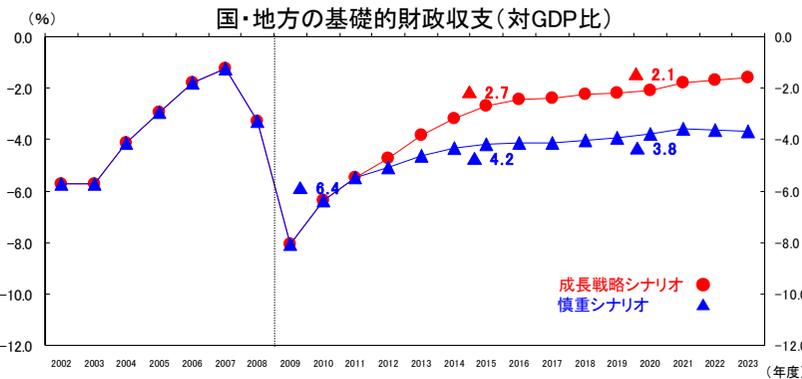
2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

## 試算結果

### 試算前提

- 歳出:2011年度から2013年度にかけて基礎的財政収支対象経費(一般会計歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)を2010年度の規模で横ばい
- 歳入:現行税制継続

(参考)経済成長率(2011年度~2020年度の平均) 慎重シナリオ:名目・実質ともに1%台半ば 成長戦略シナリオ:名目3%、実質2%を上回る



### 目標達成に必要な収支改善幅(慎重シナリオの場合)

(兆円, %)

	国 + 地方			国			名目GDP
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値[対GDP比]	目標達成に必要な収支改善幅 [対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値[対GDP比]	目標達成に必要な収支改善幅 [対GDP比]	
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]			483.4
2015年度	▲21.8 [▲4.2%]	▲16.7 [▲3.2%]	5.1 [1.0%]	▲25.7 [▲4.9%]	▲17.8 [▲3.4%]	7.9 [1.5%]	524.2
2020年度	▲21.7 [▲3.8%]	0.0 [0.0%]	21.7 [3.8%]	▲26.4 [▲4.6%]	0.0 [0.0%]	26.4 [4.6%]	571.9

# 財政運営戦略(抄) (平成22年6月22日 閣議決定)

## 5. 社会保障の再構築

安定した社会保障制度は、国民の安心と希望を確保する礎である。これまで、社会保障は負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものとみなされる傾向があったが、新政権はそのような立場には立たない。社会保障の強化により、国民は安心してお金を消費に回すことができるようになる。また、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれている。

少子高齢化の進展等に伴い、今後、増大する支出の財源を安定的に確保し、国民の信頼にこたえられる持続可能な社会保障制度を再構築していかなければならない。そのためには、国、地方、事業主、利用者本人それぞれが適切に役割分担を行い、社会保障制度を社会全体で支えていく必要がある。

その中で、増大する社会保障関係の支出を経済成長に効果的につなげていく取組が求められる。

このため、社会保障分野における選択と集中を進め、例えば現金給付から雇用創出効果のある現物給付に重点を移すなどにより、消費や雇用の拡大等、経済成長に与える効果の高い施策に資源配分を重点化していくことが重要である。

こうした社会保障関係の施策を実施する場合は、制度への安心感・信頼感を高め、維持するために、その財源は、国債発行によるのではなく、安定的な財源を確保する必要がある。

また、国民に充実したサービスを提供するために規制の見直しを行うとともに、国民が分担する費用が過大なものとならないよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築する必要がある。

## 6. 新政権の財政運営戦略 ー国民の安心と希望のためにー

医療、介護、保育といった分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれるが、その財源を安易に国債発行によって調達することは、国民の安心や市場の信認を高め、維持することにはつながらない。そもそも、これほど債務残高が累増している中で、国債発行に依存し続ける財政運営は維持不可能であろう。

( 中 略 )

こうした改革を通じて財源基盤を確保し、持続可能な財政・社会保障制度の構築や生活の安全網(セーフティネット)の充実を図ることが、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となる。経済活性化、財政健全化、社会保障の確立は一体の関係にある。経済成長による税収は財政健全化のために不可欠であり、他方、経済成長のためには、財政の持続可能性の確立が必須である。また、社会保障は財政の最大支出項目であるとともに、重要な成長分野であり、その確立によって、国民は消費を拡大することが可能になる。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指す、こうした取組こそが、新政権の「財政運営戦略」である。

## 税制抜本改革に関する閣議決定等

### 平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)

「このたびの大綱で、税制調査会は年度税制改正だけではなく、第1章では基本的考え方、第3章では中長期的な改革の方向性も示しました」

「歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします。」

### 財政運営戦略(平成 22 年 6 月 25 日閣議決定)

「個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする」

### (参考) 平成 21 年度税制改正法附則 104 条

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」

※ 税制抜本改革について、①平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講じることを政府に義務付けるとともに、②第 3 項において、各主要税目に関する改革の基本的方向性を規定している。